

# 2024年4月21日 院内集会の質問事項

## I 核燃料サイクル政策を問う

### I-1 計画変更して六ヶ所再処理工場の竣工をなぜ急ぐのか 永田文夫（岩手）

#### 【規制庁への質問】

#### 1) アクティブ試験を終了せずに竣工は認められないのではないか。

アクティブ試験計画書（平成19年9月）の「アクティブ試験の終了条件」に「アクティブ試験結果を評価することにより、竣工にあたって反映すべき安全対策等の有無について確認し、必要に応じ保安規定の変更、認可を得ていること。」と明記されている。使用済燃料を使用した総合試験であるアクティブ試験の終了報告書提出、そしてその評価をせずに竣工を容認することは20年間行われてきた総合実技試験をなおざりにする、安全軽視の姿勢であり容認できない。世界でも最も危険施設の運転試験であり厳重なる試験とその評価なしで「竣工」は許されないのではないか。見解を求めます。

#### 2) 再処理工場の耐震は大丈夫か

① 建設当時375ガルの基準地震動で作られた再処理工場の主要工程はアクティブ試験で汚染され人が近づけなくなっているが、耐震補強とその評価が厳重になされているのか。

② 2018年4月再処理工場の敷地で想定される最大級の揺れである基準地震動700ガルに変更されている。2020年4月内閣府中央防災会議は日本海溝巨大地震時（Mw9.1）に六ヶ所村は震度6強（気象庁 830～1500ガル）と想定している。

再処理工場はこの地震に耐えるのか、基準地震動の見直しをすべきでないか。

見解を求めます。

\*昨年12月8日の青森県東方沖地震（Mw7.5）で八戸市南郷観測点（震央距離96km）では震度6強（最大加速度が819.7ガル）であった。同震源想定域でMw7.5の約250倍の地震エネルギーであるMw9.1の巨大地震を内閣府は想定している。

3.11東北地方太平洋沖地震（Mw9.0）では宮城、茨城、栃木の23観測点（震央から約150km以上）で震度6強（495?2698ガル）を計測している。再処理工場（震央から約90km）の最大級の揺れが1000ガル以上になることは普通に想定される、基準地震動700ガルは過小評価でないか。

山田清彦（青森）

#### 【規制庁・日本原電への質問】

#### 3) 高レベル放射性廃液の貯蔵量を年に1回の公表にしているが、毎月公表すべきでないか。

六ヶ所再処理工場の重大事故で一番危険としているのは、高レベル放射性廃液の蒸発・乾固（沸騰・爆発）と日本原燃が報告している。ところが、高レベル放射性廃液の貯蔵量を日本原燃が公表していない。そこで、国会議員を通じて質問して分かったが、過去のアクティブ試験で425トンの使用済燃料を再処理した際に、328m<sup>3</sup>の高レベル放射性廃液が生じた。この内125m<sup>3</sup>を使って、ガラス固化体346本を作った。残り、203m<sup>3</sup>の廃液が、2018年度末で213m<sup>3</sup>で、2024年度末で227m<sup>3</sup>である。徐々に増えているように思える。

高レベル放射性廃液は、常時蒸発しているので、定期的に水分や硝酸溶液を加えているようだ。この溶液増加分は公表されてない。つまり、1年毎の発表では見えないが、毎月公表すれば、溶液増加分が明らかとなる。しかも蒸発されたものは、気体・液体として放出され、周辺環境に影響が出ていると思われる。

なお、高レベル放射性廃液の最大貯蔵量は680m<sup>3</sup>だが、濃縮廃液の最大貯蔵量は366m<sup>3</sup>となっている。年間発生量は、前車が520m<sup>3</sup>で、後者が320m<sup>3</sup>である。

以上を踏まえれば、高レベル放射性廃液と濃縮廃液の貯蔵量を毎月公表すべきではないか。

## I-2 プルサーマルはもうムリではないのか

中嶋哲演（福井）

### 【経産省への質問】

1) 福井県原子力安全対策課によれば、この10年で高浜原発などのプルサーマルで生じた使用済みMOX燃料の累計は80体、そのプルトニウム利用の総計はわずか3.44トン。

国内原発による今日までの同燃料の累計は何体で、プルトニウムの利用量の累計は何トンですか。

2) 高浜原発4号機で運転した16体のMOX燃料のうち、8体の使用計画を変更し使用しなかった（毎日新聞2025.12.17）ことについて、その原因として「異常燃焼」を指摘する研究者がいます。

フランスに詳細を聞かれましたか。調査結果が判明しているのなら公表して下さい。また、全国の原発のMOX燃料も調査されていますか。

3) 通常のウラン燃料で運転される原発にMOX燃料を装荷すれば、不安定な運転を強いられます。

MOX燃料を装荷中だった福島第一原発3号基が、3.11の重大事故時にそのことがどのように関与したか検討されていますか。

4) 使用済みウラン燃料の冷却10年後の温度に達するためには、使用済みMOX燃料では100年もかかるようです。

その使用済みMOX燃料の処理・処分の方針、対策は？それを再処理するはずの第2再処理工場の建設はどうなっていますか。

5) 2030年までに12基の原発でプルサーマルを実現するとの方針ですが

上記のような諸問題をかかえながら、ほんとうに実現できる見通しがありますか？プルトニウム削減は何トンと見込んでいますか。

6) もんじゅのMOX燃料中のプルトニウム含有量は、1.4トン、高浜原発3・4号基の最大装荷予定40体のそれは1.7トン、大間原発の装荷予定872体のそれは6.1トン。

大間原発に期待をかけて、建設を強行せず、危険で無駄なプルサーマル計画は止めるべきではないですか。

※MOX燃料の製造費は、通常のウラン燃料の約10倍ともいわれています。原子力資料情報室の『原子力市民年鑑』によれば、「ウラン燃料と比較したMOX燃料の安全面での特徴」として、「・原子炉容器の脆化を早める、・労働者被ばくを増大させる、・使用済み燃料の発熱を増やす、放射能毒性を増大させる、内部被ばくはきわめて深刻で、事故の結果をより重大にする、使用済み燃料や放射性廃棄物の管理をいっそう困難にする」、他にも技術上の難題も多く指摘されています。

プルサーマルを地元原発に押し付けられる住民としてはたまりません。プルサーマル抜きで通常運転だけでもわたしたちの不安や危惧は払拭できません。まずはプルサーマルの今後の計画を撤回し、止めてください。

## I-3 仏への使用済みMOX燃料、使用済み燃料の搬出について

池島美紀子（大阪）

### 【原子力機構、経産省への質問】

1) もんじゅ使用済みMOX燃料について

2026年322日の毎日新聞によると、仏の再処理施設・特殊燃料処理施設（TCP）の新設計画が財政面と技術面で白紙撤回されたようだ。もんじゅのMOX燃料465体を、仏に搬出し、再処理する計画のようだが、TCPが白紙になって、仏のフェニックスの使用済みMOX燃料の再処理も延期になっている状態では、日本からの搬出計画は到底無理ではないか。（資料参照）

2) 「使用済みMOX燃料の再処理実証研究」について

上記の名目で、仏オラノ社へ、関電から計400トン（使用済みMOX燃料20トン、使用済みウラン燃料380トン）を搬出する計画のようだが、プルサーマルが行き詰っている中で、地球を半周してまで危険な使

用済み燃料を海外へ搬出して研究する意義はないのではないか。名目が「使用済みMOX燃料の再処理実証研究」なのに、実質は95%が関電の使用済み燃料なのはなぜか。

### 3) ふげんの使用燃料について

ふげんは1997年トリチウム漏洩を隠ぺいし、発覚して廃炉となった新型転換炉。プルトニウムとウランを燃料とする。

この使用済み燃料を731体(うちMOX554体)を2026年度中に仏へ全量搬出し、再処理依託の予定だが、ラ・アーク再処理工場も老朽化し、プールも満杯。もう無理ではないのか。今のうちにふつへの依存、搬出を全てやめるべきではないか。

### 4) 常陽の使用済み燃料について

東海再処理工場を見学した際に、「常陽の使用済み燃料を仏に再処理のため搬出する予定」だと言われたが、本当なのか。他にも計画はあるのか。何もかも仏に依存しての核燃サイクル政策は、もう限界ではないか。

## I-4 英国に保管されている日本のPu222トンはどうするのか？

服部良一（東京）

### 【に質問】

1) 前回の交渉で、政府内で英国保管のPUを英国に引き取ってもらう可否について検討している旨の発言があったが、検討会の中で、英国側に引き取ってもらう上で、どのような問題点があるのか 議論の経過と内容について、詳細をご教示願いたい。

2) 「使用目的のないPuを持たない」という安倍政権での認識について、高市政権でも同じ認識と思うが、あらためてこの場で表明されたい。

3) 日米政府間で「核の共有」について協議されているとの報道があるが、①事実かどうか ②政府として「非核三原則」の順守について変更がないと理解するが、あらためてこの場で表明されたい。

## II 原子力政策を問う

### II-1 基準地震動審査の信頼性について

守田敏也（京都）

### 【原子力規制庁への質問】

#### 1) 浜岡原発事案を受けた水平展開及び審査改善について

浜岡原発では、基準地震動策定に関わる代表波の選定やデータの扱いに不適切な問題があったことが明らかになった。しかも、それを原子力規制委員会・原子力規制庁が審査の中で見抜けなかったことは重大である。さらに報道によれば、原子力規制委員会の山中委員長は、この問題を受けて「不正が起きない環境やルール作りを進めなければならない」と述べ、再発防止策を検討する考えを示したとされる。そうであるならば、再発防止は浜岡原発だけの個別対応にとどまるべきではなく、同種の問題が他原発でも起きていないかを確認する水平展開調査と一体で行われるべきではないか。原子力規制庁として、他原発への水平展開調査を行うのか。行うのであれば、その対象、調査方法、実施時期、結果の公表方法を具体的に示されたい。行わないのであれば、その理由を具体的に示されたい。あわせて、本事案を踏まえ、規制庁は再発防止策として、電力各社にデータの計算記録を保管させ、追跡できる仕組みを導入する考えが報じられている。そこで、その具体的内容、対象となる審査・データの範囲、実施時期、既存の審査案件への適用の有無、ならびに公表方法を明らかにされたい。

#### 2) 基準地震動評価における「ばらつき」考慮について

原子力規制委員会の「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」は、経験式を用いて地震規模を設定する場合、経験式が有するばらつきも考慮されている必要があるとしている。大阪地裁2020年12

月4日判決でも、この点の検討を欠いた判断過程が問題とされた。原子力規制庁は現在、この「ばらつき考慮」を審査実務の中でどのように具体化しているのか。また、すでに設置変更許可や再稼働判断がなされた原発について、ばらつき考慮が実質的に十分であったかどうか、再点検を行うのか。これらについて明らかにされたい。

## II-2 使用済燃料プールリラッキングによる稠密化の危険性について

使用済燃料プールリラッキングは、当初設計で想定された貯蔵条件よりも高密度に使用済燃料を貯蔵するものであり、事故時の影響やリスクを増大させるおそれがある。原子力規制庁は、このようリラッキングによる稠密化の危険性をどのように認識しているのか。とくに、当初設計思想から離れて貯蔵密度を高めてきたことが、安全余裕を削るものではないのか、明らかにされたい。そのうえで、これ以上、使用済燃料プールの危険性を増すようリラッキングを認めるべきではなく、また、そのような稠密化を前提に使用済燃料を増やし続ける運転を継続すべきではないと考えるが、見解を示されたい。

## II-3 泊原発の審査書、同意書を撤回すべきでは

マシオン恵美香（北海道）

### 【規制庁への質問】

昨年、中部電力が浜岡原発の安全審査データを改竄、捏造し、基準地震動を過小評価した事件が内部告発によって発覚しました。審査結果が白紙撤回となるような悪質で重大な事件を原子力規制委員会は見抜くことができませんでした。これにより規制どころか監視とチェックの機能が働いていないことが明白になりました。

北海道電力泊発電所に関する調査会社3社のうち、1社は浜岡原発と同じ阪神コンサルタンツであったこと、1社は北電の子会社「北電総合設計」であることも判明しました。

調査を委託する先として系列事業者を選ぶこと自体、妥当性、公平性を欠き、社会的信頼性を棄損しています。

北海道民に対し、事業者がデータの改竄、捏造を防ぐ努力を示すためには、北海道電力が1次データを包み隠さず公開し、原子力規制委員会、研究者、識者を含む第三者と共に調査結果の見直しをする必要があります。当然、確認作業が総て完了するまで、原子炉を稼働することは厳に見合わせなければ、住民として安心できません。

### 【質問事項】

1) 中部電力浜岡原発に関する審査は白紙撤回される一方、同様のコンサルが提供し、資料の信憑性が棄損されている「泊原発3号機の今後の審査スケジュールに影響しない」と原子力規制委員会が不公平な判断をしたのは何故ですか？

2) 工事計画認可申請の補正書や関連資料に数値の誤りが計314カ所もあった泊発電所について、原子力規制委員会は北海道電力に対し、どのような指導や確認を行いましたか？

中部電力浜岡発電所への判断と同様に、規制する立場である国（原子力規制委員会・内閣府・経産省）は泊原発3号機の審査についても北海道知事が提出した泊原発3号機の稼働同意書についてもともに白紙撤回するべきではありませんか。

### 【要望事項】

1) 原子力規制委員会は、北海道電力泊発電所敷地周辺的安全審査に係る地質調査等、国の機関に提出した関係資料および生のデータを、研究者・識者含む第三者と共にすべて公平・公正に見直すこと。見直しが完了するまでは、稼働をせず停止しておくよう北海道電力に指導勧告すること。

2) 北海道民に対し、関係資料見直し行程の進捗状況を定期的に知らせること。

## II-4 柏崎刈羽原発6号機の再稼働について

小木曾茂子（新潟）

### 【規制庁への質問】

1) 浜岡原発基準地震動でデータ改ざんが明らかになった現在、同じ調査会社が関与する柏崎刈羽原発のデータ洗い直しをすべきではないか？そのことを抜きに再稼働はあり得ない洗濯と思うが、規制当局はどうか。

2) 2024年1月1日、能登半島地震では大規模な地殻変動が起こっている。東京電力の柏崎刈羽原発では地盤の隆起沈降はしにと結論づけているが、柏崎刈羽近郊の海岸線の地形は能登半島のそれと酷似しており、地殻変動量の見直しが必要ではないか？古いデータに基づいて判断された基準の見直しは必至と思われるがいかがか？

## II-5 浜岡原発の再稼働に向けた審査でのデータ不正問題について

沖基幸（静岡）

### 【規制庁への質問】

1) 中部電力によるデータ不正の発覚を受けて、原子力規制委員会は、これまでの12年間にわたる審査を白紙に戻しました。原発の耐震安全性の根幹をなす、極めて重要な審査項目である基準地震動のデータを不正操作した中部電力に原発を運転する適格性があるとは思われません。浜岡原発の新規基準適合申請を速やかに却下し、審査を打ち切るべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2) 原子力規制委員会は、この不正操作を見つけることができずに、「基準地震動はおおむね妥当」との評価を与えていました。公益通報が無ければ、審査は合格となり、地震への対策が不十分なままに浜岡原発が動き出していたかもしれません。原子力規制委員会は再発防止策として、どのようなことを考えているのでしょうか。

### 【経済産業省への質問】

3) 昨年6月に施行された改正電気事業法により、原発の運転期間を「原則40年、最大60年超」とする新制度が始まりました。この制度の中で、審査などにより停止した期間を運転期間から除外できる仕組みがありますが、今回の中部電力浜岡データ不正は運転期間除外規定に該当するのでしょうか。

## II-6 東海第二原発の基準地震動策定のはざとり解析に用いている「地盤モデル」について

大石光伸（茨城）

### 【規制庁への質問】

1) 東海第二原発の基準地震動策定のはざとり解析には「地盤モデル」が用いられていますが、日本原電(株)は「原子力規制委員会は、当社が示した地盤増幅特性に係る分析評価結果を都度精査して、本件地盤モデルを妥当であると判断している」と言っています。そこで、審査によって「精査」されて地盤モデルを妥当と判断された過程について伺います。

日本原電はこの地盤モデルは「地盤モデルは地震観測記録から求めた伝達関数に理論伝達特性をあてはめる逆解析により同定されている」すなわち「遺伝的アルゴリズムを用い、乱数の初期値を変えた5通りの計算結果の平均値を採用」して「S波速度と減衰定数を同定」しているとしています。

①日本原電から提出された「地震観測記録から求めた伝達関数」を開示して下さい。

②「地震観測記録から伝達関数を求めた」過程について、規制委員会はどのような検証を行ったか教えてください。

③規制委員会は「初期値を変えた5通りの計算結果」を精査されていると思いますが、それを開示して頂いた上で規制委員会はどのような方法でその妥当性を検証されたのか教えてください。